

政治資金監査を行うに当たっての留意点等について

1 登録政治資金監査人

業務制限

- 自ら作成・微取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について、自ら政治資金監査を行うことは適当でない。
- 政治資金監査を行った者の氏名は、政治資金監査報告書において明らかとなる。

登録政治資金監査人の秘密保持義務

- 秘密保持義務は、登録政治資金監査人であった者、登録政治資金監査人の使用人その他の従業者、また、これらの者であった者に対しても課せられる。
- 秘密保持義務に違反した場合、各士業法に規定する信用失墜行為として懲戒処分の対象となり得る。

2 国会議員関係政治団体

政治団体の区分に異動があった場合の留意事項

- 国会議員関係政治団体であった期間がある政治団体は、当該期間のみならずその年の全期間にわたって政治資金監査を受けなければならない。
- 12月31日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当しない政治団体が、その年に収入及び支出がない場合については、その年に係る政治資金監査を受ける必要はない。
- 政治資金監査は、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の作成・微取義務の対象となる支出の範囲で行うこと。

3 一般監査指針

政治資金監査の実施場所

- 政治資金監査は、原則として、国会議員関係政治団体の主たる事務所で行わなければならぬ。そうでない場合は、政治資金監査報告書においてその理由を明らかにした上で、政治資金監査を実施した場所を特定しなければならない。

現物・全数調査

- 政治資金監査は、全数を調査し、現物を確認しなければならない。

政治資金監査契約

- 政治資金監査対象年の開始前又は年の途中において契約を締結しても差し支えない。
- 政治資金監査契約書は、政治資金監査契約書において規定すべき事項を踏まえ、当事者間で定めること。

政治資金監査の経費

- 政治資金監査の経費については、登録政治資金監査人と国会議員関係政治団体の両者の合意の上、定めること。

使用人等の監督等

- 登録政治資金監査人は、使用人等又はこれらであった者にも秘密保持義務が課される旨の指導をする必要がある。

4 個別監査指針

法第19条の13第2項第2号に掲げる事項

- 効率的に政治資金監査を行うことや領収書等の写しの提出漏れを防ぐことに資するため、領収書等を整理するように会計責任者等に助言すること。

- 領収書等に、必要記載事項が記載されていることを確認すること。
- 振込明細書がある場合は、支出目的書を作成する必要がある。振込明細書を亡失等した場合は、徵難明細書を作成する必要がある。
- 高額領収書等のあて名等が、当該国會議員関係政治団体に対して発行されたと推認されない場合は、会計責任者等に確認を求めること。
- 高額領収書等のうち、発行者情報がない場合又は不明確な場合は、会計責任者等に確認すること。
- 記載不備のある領収書等は、発行者情報を含む当該領収書等と当該支出に係る会計帳簿の記載事項が整合的であるか確認すること。
- 記載不備のある領収書等は、当該支出の内容を示す請求書等の書類と併せて、当該支出に係る会計帳簿の記載事項が整合的であるか確認すること。
- 会計帳簿には、すべての支出について、支出を受けた者の住所を記載する必要がある。
- 会計帳簿が、会計責任者の管理下にあるか確認すること。

法第19条の13第2項第3号に掲げる事項

- 会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項が漏れなく転記されているか確認すること。
- 収支報告書に計算誤りがないか確認すること。
- 収支報告書の様式は、政治資金規正法施行規則において定められている。

法第19条の13第2項第4号に掲げる事項

- 一度発行された領収書等の亡失等は、領収書等を徵し難い事情に該当しない。

5 会計責任者等に対するヒアリング

- 支出項目の区分の分類に疑義がある場合は、会計責任者等に確認すること。

- 高額領収書等のあて名が当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない場合は、会計責任者等に確認すること。
- 政治資金監査を行った事務所が、当該国会議員関係政治団体以外の活動にも使用されている場合は、経費をどのようにあん分しているかを会計責任者等に確認すること。
- 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出については、これらの支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていないことを会計責任者等に確認すること。

6 政治資金監査報告書

日付

- 政治資金監査報告書の日付は、他の書類と整合性がとれていなければならない。

あて先

- 政治資金監査報告書のあて先は、当該国会議員関係政治団体の代表者とすること。

自署押印

- 登録政治資金監査人は、作成した政治資金監査報告書に自署し、かつ押印しなければならない。

「1 監査の概要（1）（3）」政治資金監査の対象

- 政治資金監査の対象書類は、政治資金規正法に規定されている。

(記載例)

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徵取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

「1 監査の概要（1）」収支報告書の根拠規定

- 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の根拠規定は法第17条第1項であること。

(記載例)

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、○○○○（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

「1 監査の概要（4）」政治資金監査の実施場所

- 政治資金監査の実施場所が主たる事務所と異なる場合は、その理由を具体的に記載し、実施場所を特定すること。

(記載例) ○○○○（国会議員関係政治団体名）の従たる事務所で行った場合

(4) この政治資金監査は、○○○○（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると○○○○（登録政治資金監査人名）が判断したため、○○○○（国会議員関係政治団体名）の従たる事務所（東京都××区××町××番地）において行った。

「2 監査の結果（1）」保存書類

- 「2 監査の結果（1）」には、登録政治資金監査人が保存を確認することができた書類を記載すること。

(記載例) 振込明細書が存在しなかった場合

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を徵し難かった支出の明細書が保存されていた。
なお、振込明細書を必要とする支出はなく、振込明細書は存在しなかった。

2 監査の結果（2）」会計帳簿の支出の状況

- 会計帳簿の記載不備がある場合は、「2 監査の結果（2）」で指摘する。

(記載例) 住所の記載がなかった場合

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、住所の記載不備が一部に見られたものの、当該国會議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国會議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

「2 監査の結果（3）」収支報告書の支出の状況の表示の基礎となる書類

- 「2 監査の結果（3）」は、収支報告書の支出の状況が、会計帳簿等関係書類のどの書類を基に表示されていたかを記載する。

(記載例) 振込明細書が存在しなかった場合

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を徵し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

「2 監査の結果（4）」領収書等を徵し難かった支出の明細書等

- 領収書等を徵し難かった支出の明細書等が存在しなかった場合の記載方法

(記載例) 領収書等を徵し難かった支出の明細書等が存在しなかった場合

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

(記載例) 領収書等を徵し難かった支出の明細書等が存在せず、振込明細書が存在した場合

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、保存されていた。また、領収書等を徵し難かった支出の明細書は存在しなかった。

領収書等亡失等一覧表

- 領収書等亡失等一覧表の提出を会計責任者に求めた場合、政治資金監査報告書の記載例（3）で別記を記載する。
- 領収書等亡失等一覧表には、国会議員関係政治団体である間に行った人件費以外の経費で1万円を超える支出については、当該支出を受けた者の氏名及び住所を備考欄に記載する。